

## 令和7年度山陽小野田市認知症カフェ事業受託者募集要項（案）

### 1 趣旨

この要項は、介護保険法に規定する地域支援事業における包括的支援事業のうち、認知症カフェ事業について、当該事業の目的を効果的に達成することができる事業者を選定するために、受託者の募集に関して必要な事項を定めるものとする。

### 2 事業内容

認知症の人及びその家族の居場所づくり、地域住民や専門職等との交流、認知症についての相談や情報提供、認知症の正しい理解への普及啓発などを目的とした「認知症カフェ」を開設し運営する。

### 3 募集事業者数

6事業者（このうち新規事業者は4事業者を上限とする）

各中学校区に1事業者までとするが、応募事業者数が6事業者に満たない場合は、この限りではない。

### 4 委託期間

委託契約締結日から令和8年3月31日まで

### 5 業務委託料

業務委託料は、新規事業の場合は年額15万円、継続事業の場合は年額5万円を上限とする。委託期間満了後、委託料の精算額が委託料の金額を下回っていたときは、当該精算額をもって委託料とする。

但し、業務委託料は委託期間に応じて上限額を減額する。

### 6 募集要件

この事業を実施する団体は、次に掲げる要件のいずれにも該当する団体とする。

- (1) 市内に所在していること。
- (2) 認知症に関する知識を有しており、認知症の人及びその家族に対して適切な対応ができること。
- (3) 宗教活動又は政治活動を主たる活動とした団体でないこと。
- (4) 山陽小野田市暴力団排除条例（平成23年山陽小野田市条例第18

号) 第2条に規定する暴力団又は暴力団員の統制下にある団体でないこと。

(5) 適切な事業運営が確保されると認められること。

(6) 概ね3年以上の継続運営が可能であること。(感染症拡大防止のための運営休止は継続運営と認める)

(7) 市税等を滞納していないこと。

#### 7 募集受付期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで(随時募集する)

#### 8 募集要項等の配布

山陽小野田市公式ホームページに掲載、または高齢福祉課窓口で配布する。

#### 9 応募に必要な提出書類及び提出方法

提出書類は次の(1)から(5)とし、高齢福祉課窓口へ募集受付期限までに持参するものとする。

(1) 山陽小野田市認知症カフェ事業受託申請書(様式第1号)

(2) 山陽小野田市認知症カフェ事業実施計画書(様式第2号)

(3) 収支計画書(任意様式)

(4) 団体の概要及び活動内容がわかる書類(任意様式)

(5) 設置場所図面(任意様式)

#### 10 事業者の選定

(1) 事業者の選定は、山陽小野田市認知症カフェ運営委託事業者選考委員会において審査を行う。選考委員会は、山陽小野田市社会福祉協議会会長、山陽小野田市高齢者保健福祉推進会議会長、福祉部長、福祉部次長及び福祉部高齢福祉課長で構成する。

(2) 審査方法は下記項目について、提出された書類により審査を行う。

審査項目	審査基準
運営計画	収支計画は具体的である
	事業内容は適切である
	継続運営が可能と思われる

	開催頻度は定期的かつ適切である
	開催日程について周知方法は適切である
施設	主たる実施場所は適切である
人員	スタッフの人員は適切である
	必要時専門職への派遣や連携方法を考慮している
地域性	認知症の人や家族、地域住民が気軽に立ち寄りやすい環境である
カフェの実施	開催内容が事業の目的として適切である

( 3 ) 適否の基準は、審査員の採点が平均5 1点未満となった事業者は不採用とする。但し、応募事業者が6事業者以上の場合で、同じ中学校区に審査員の採点平均点が5 1点以上の者が複数いるときは、採点平均点の高い者を採用とする。

( 4 ) 選定結果は、各応募団体へ書面で通知する。

#### 1 1 その他

提出書類は返却しない。